

建築基準法第12条点検 対象建物

分類	対象物	点検報告			適用範囲	関連法規
		内容	周期	検査資格者		
	特定建築物	定期点検	3年	建築士または建築物調査員資格者	① 床面積の合計が200㎡を超える特殊建築物 ② 階数が3以上で、床面積が100㎡を超え200㎡以下の特殊建築物 ③ 階数が3以上で床面積が200㎡を超える事務所等 ⑦階数が5以上で床面積が1000㎡を超えるもの ④階数が3または4で床面積が200を超えるもの または階数が5以上で床面積が1000㎡以下のもの ※特殊建築物 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、倉庫、自動車庫等 （建築基準法別表第一による）	建築基準法第12条2項 ③④は点検内容が限定
	防火設備	定期点検 ・防火扉 ・防火シャッター ・耐火クロスクリーン ・ドレンチャー等	1年 防火扉のうち常時閉鎖防火扉は3年	建築士または防火設備検査員	① 床面積の合計が200㎡を超える特殊建築物 ② 階数が3以上で、床面積が100㎡を超え200㎡以下の特殊建築物 ③ 階数が3以上で床面積が200㎡を超える事務所等 ⑦階数が5以上で床面積が1000㎡を超えるもの ④階数が3または4で床面積が200を超えるもの または階数が5以上で床面積が1000㎡以下のもの	建築基準法第12条4項 ③④は堅穴区画のみ
	特定建築設備等	定期点検 ・換気設備 ・排煙設備 ・給排水設備 ・非常用の照明装置	1年	建築士または建築設備等検査員資格者	① 床面積の合計が200㎡を超える特殊建築物 ② 階数が3以上で、床面積が100㎡を超え200㎡以下の特殊建築物 ③ 階数が5以上で床面積が1000㎡を超える事務所等	建築基準法第12条4項
	昇降機等	定期点検	1年	建築士または昇降機等検査員資格者	全てのエレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機	建築基準法第12条4項

【参考】事務所等の対象範囲の区分

